

新型コロナウイルス感染症拡大にともなう企業の電子契約化と課題について —電子署名法における電子署名を中心として—

菊池直人

1 はじめに —問題の所在—

本稿では、日本における電子契約に係る電子署名及び関連法の課題について検討することを目的とする。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、多くの企業が半ば強制的にテレワークを導入することとなった。一方、テレワークを推進するうえで障害となっていると指摘されたのが、日本での押印慣行である。例えば、公官庁への提出書類には、多くの場合押印が求められ、企業内における意思決定プロセスでも押印を必要とすることが一般的である。なお、公官庁においては、今後行政手続きにおいて、書面、押印を原則とするプロセスを排除する方針であることが担当大臣により示されているものの¹、私企業では対外的な取引関係においては、未だ契約書の原本に押印が求められるなど、押印慣行が根強く残っている。

このような状況にあって、令和2年6月19日、内閣府・法務省・経済産業省は、テレワークを推進するうえで障害となっている押印慣行について、「押印についてのQ&A」²を公表した。また、内閣府規制改革推進室では、経済団体に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、緊急に取り組むべきと考える対面手続や書面手続（押印を含む）を求める規制・制度などの見直しについての要望の提出を依頼し、「社会課題として顕在化した「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識を、デジタル技術の積極活用によって社会全体で転換し、時代の要請に即した行政手続・ビジネス様式を速やかに再構築すべきである」とする共同宣言を公表した³。これらの中で強く推奨されているのが、押印に代わる手段としての、電子署名や電子認証サービスの活用である。

もっとも、民法では契約について諾成契約を原則としており、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。したがって、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。一方、民事訴訟法第228条第4項は、「私文書は、本人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」としており、契約書等の私文書の中に、本人の押印があればその私文書は、本人が作成したものであることが推定される。このことを根拠として、

¹ 日経新聞「行政手続きの認め印全廃 婚姻届や車検 実印は継続」（2020年11月13日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO66173380T11C20A1AM1000>（最終閲覧2020年12月4日）。

² 内閣府・法務省・経済産業省「押印についてのQ&A」<http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>（最終閲覧2020年12月4日）。

³ 情報通信技術（IT）政策担当大臣・内閣府特命担当大臣（規制改革）・規制改革推進会議・日本経済団体連合会・経済同友会・日本商工会議所会・新経済連盟「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言—デジタル技術の積極活用による行政手続・ビジネス様式の再構築—」<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/document/200708document01.pdf>（最終閲覧2020年12月4日）。

企業実務においては、契約書等文書の成立の真正を証明する手段として、契約書に署名押印をなす実務慣行が広く定着している⁴。

「押印についてのQ&A」では、本人の押印がない場合であっても、文書の成立経緯を裏付ける資料や他の方法によって、本人が作成した文書（文書の成立の真正）であることを証明できるとし、文書の成立の真正を証明する代替手段の利用を提言している。例えば、①継続的な取引関係がある場合については、取引先とのメールのメールアドレス・本文・日時等、送受信記録の保存によって立証できるとし、②新規に取引関係に入る場合については、本人確認情報（運転免許証等）などの記録・保存、文書や契約の成立過程の保存などを用いるとしている。また③電子署名や電子認証サービスの活用（利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む）なども推奨されているところである。

この度の政府発表は、テレワークの障害となっている押印慣行について、代替手段を周知する狙いがあるとみられる。一方で、代替手段とされる電子署名や電子認証については、法整備及び導入にあたって、いつかの課題がある。その一つが、電子署名に係る立法と実務との整合性である。日本においては複数の電子署名サービスが提供されており、どの方式が法で定める電子署名に相当するのか、混乱が見られた。実務で多く利用されている方式は、立法時に想定された方式とは別の方式であり、この度のコロナ禍により、この問題について急遽対応が求められることとなった。本稿では、電子契約の推進にあたって、電子署名に関連する法制度を確認し、課題について考察を行うこととする。

2 日本における電子署名の実務

2-1 電子署名とは何か

民法では契約について諾成契約を原則としており、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない⁵。したがって、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。しかしながら、企業間取引においては、契約内容についての紛争を防ぐ目的で契約書を作成することが一般的であり、また、契約書作成のプロセスにおいて定めた内容を改めて確認するなど、契約当事者間のリスクマネジメントとしての役割も果たしている。

契約書の法的効力に争いがある場合、その契約書が、契約者本人が作成したものであり、かつ改竄されていないことが証明されなければならない。作成された契約書が本人によるものであることの根拠規定としては、民事訴訟法第228条第4項がある。同条では、「私文書は、本人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」としており、契約書等の私文書の中に、本人の押印があればその私文書は、本人が作成したものであることが推定される。このことを根拠として、契約書等文書の成立の真正を証明する手段として、契約書に署名押印をなす実務慣行が広く定着している。企業実務においては、通常、契約書は2部製本し、それぞれに両社の実印を捺印することで契約成立とすることが一

⁴ 前掲注（2）。

⁵ 保証契約（民法446条）などのように、慎重な意思表示が求められるような契約においては、当事者の合意のほか、書面その他の方式が必要とされる（要式契約）。また、契約が成立するためには、合意のほか、目的物の引渡しが必要とされる契約として、金銭消費貸借契約（民法587条）などのような、要物契約がある。

般的である。場合によっては、両社の印鑑証明書を確認することもある⁶。

これら紙の契約書に署名、押印することで締結される契約に代わり、「電子署名⁷」または「電子サイン⁸」によって締結された契約を、電子契約という。署名・押印ができない電子データで契約書を作成した場合、契約書として役割を果たすのかが問題であるが、各種メールやワープロで作成された契約書では改竄や差し替えが容易であり、そのままでは従来の紙ベースの契約書と同等に扱うことは困難である。したがって、いつ、誰が、何を作成したかを担保する仕組みが必要である。そこで、「電子署名及び認証業務に関する法律（以下、「電子署名法」とする）」では、紙ベースの署名・押印に代わり、同法の要件を満たす電子署名が行われた電子文書等については、署名・押印が真正に成立したものと推定するとした。なお、実務においては、契約当事者自身ではなく、電子文書のプラットフォーム事業者が電子署名をするタイプの電子署名（事業者（立会人）署名型）が広く利用されているが、この方式による電子署名が電子署名法に適用されるについては議論があった⁹。この点について、2020年9月に、国は、事業者が署名を行う電子署名についての電子署名法の適用範囲などについて、見解を示した¹⁰。後述するが、電子署名は実際に本人によって行わなければならないとする要件を緩和しており、事業者（立会人）署名型の電子署名についても、電子署名法3条が適用されるとしている。

2-2 電子署名の種類

電子契約については、電子署名法が定める電子署名によってなされる狭義の電子署名と、電子署名法に定めのない電子署名を用いてなされる電子署名に分類することができる。電子署名法は20年前に成立した法律であり、法が当初に想定していた電子署名の方式は、契約当事者が本人であることを証明する秘密鍵が入ったICカード等を用いて電子署名を行うような方式であり、今日広く用いられるクラウ

⁶ 前掲注（2）。

⁷ 電子署名とは、従来の捺印や手書き署名と同様のものを電子的に実現する技術であり、安全な電子商取引の基盤となる。平成13年には、「電子署名および認証業務に関する法律」が施行された。この法律は、電子文書等に本人による一定の電子署名があれば、手書き署名と同様に通用すると定めている。横内律子「情報セキュリティの現状と課題」調査と情報第443号（2004年）6頁。

⁸ 一般には、従来の捺印や手書き署名と同様のものを電子的に実現する技術ではあるが、電子署名法に基づかない方式を、電子サインと呼ぶことが多い。よって、文書が真正に成立したという法的推定が働くかについて議論があった。佐々木毅尚・高林淳・山本信秀「電子契約システム導入における社内的な課題にどう向き合うか」NBL1174号（2020年）29頁。

⁹ 福岡真之介「電子署名法3条の推定功についての一考察」NBL1179号（2020年）34頁。

¹⁰ 総務省・法務省・経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（令和2年9月4日発表）以下、「3条Q&A」という。ここでは、電子署名法第3条において、電子署名が「本人による」ものであることを要件としているのは、電子署名が本人すなわち電子文書の作成名義人の意思に基づき行われたものであることを要求する趣旨であるとして、法が当初想定していた本人による署名の要件が大幅に緩和されている。

ド技術¹¹や P2P 技術¹²に基づかない方式であった。そのため、本人確認が厳格に行われるメリットはあるものの、手間とコストがかかるため、実務においてはあまり利用されていない¹³。以下、実務で提供されているサービスに基づき、電子署名の類型を示す¹⁴。

当事者署名型と事業者（立会人）署名型

電子署名は、大きくは「当事者署名型」と「事業者（立会人）署名型」に分類される。

以下、当事者署名型と事業者（立会人）署名型に分類し、説明する。

①当事者署名型

当事者署名型とは、契約当事者自身が、電子文書に対して署名を行う型をいう。当事者署名型はさらに、電子署名サービス事業者が提供するプラットフォームを用いたうえで本人確認を行って認証局¹⁵から電子証明書を取得して署名するタイプと、契約者自らが保管する秘密鍵を用いて第三者である認証局から電子証明書を取得して本人確認して署名するタイプに分類することができる。後者は署名に必要な秘密鍵（IC カード等）などの管理をはじめとして、一連のフローを自分の環境で行う方法である。電子署名法が想定していた方式であり、この方式による電子署名を、狭義の電子署名として指すことも多い。契約当事者が本人であることを担保するための方式が厳格である一方、手続きとしてはコストや時間が掛かってしまい、実務ではあまり普及していない方式である。

②事業者（立会人）署名型

事業者（立会人）署名型とは、契約当事者の署名が必ずしも必須ではなく、電子署名サービス事業者

¹¹ クラウド技術とは、データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組みのことである。今やスマートフォンや携帯電話を使って、メールをやり取りしたりゲームをしたりすることは当たり前になっている。しかし、これらのアプリケーションは、スマートフォンや携帯電話上だけで動作しているのではない。ネットワークでつながるデータセンターと呼ぶ大規模施設に置かれたサーバーやストレージ、各種のソフトウェアなどと連携することで、電子メールやゲームといった“サービス”が実現されている。ネットワークにつながった PC やスマートフォン、携帯電話などにサービスを提供しているコンピューター環境がクラウドである。総務省『情報通信白書（平成 30 年度版）』122 頁。

¹² peer-to-peer の略称。インターネットにおいて一般的に用いられるクライアント・サーバ型モデルでは、データを保持し提供するサーバとそれに対してデータを要求・アクセスするクライアントという 2 つの立場が固定されているのに対し、P2P は各ピア(対等の立場で通信を行うノード、または通信相手のことを指す)がデータを保持し、他のピアに対して対等にデータの提供および要求・アクセスを行う自律分散型のネットワークモデルであり、サーバまたはクライアントのそれぞれの立場に固定されることがない。一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター「P2P とは」
<https://www.nic.ad.jp/ja/basics/terms/p2p.html>（最終閲覧 2021 年 1 月 30 日）。

¹³ 岡田英「電子契約 「時代遅れ」の電子署名法 "脱ハンコ"の壁に」週刊エコノミスト 2020 年 6 月 30 日号 16 頁。

¹⁴ 水井大・荻原理志「電子契約サービスの動向と概論」Business Lawyers（2020 年 10 月）
<https://www.businesslawyers.jp/articles/830>（最終閲覧 2021 年 1 月 30 日）。

¹⁵ 電子署名において認証業務を行う者をいう。認証業務とは、ある電子署名について、特定の利用者が施したものであることを、利用者本人やその相手方等第三者からの要求に応じて証明するサービスのことである。

が、契約当事者の間に立って、電子契約の成立を担保する目的で署名する方式をいう。この電子署名についても、さらに2類型に分類することができ、契約者からの指示を受けて、電子署名サービス事業者が電子署名を施したと表示する場合（「指図型」）と、電子署名サービス事業者の署名鍵を用いて電子署名サービス事業者が電子署名を施したと表示する場合（「第三者型」）に区分される。指図型は、国内で8割のシェアを握る弁護士ドットコムが提供する「クラウドサイン」など、現在最も普及している方式である。電子署名サービス事業者のシステム上などで、契約当事者同士が契約書を確認し、契約当事者の指示に基づき、電子署名サービス事業者が、自らの名義で電子署名を行う。具体的には、契約当事者は、電子署名サービス事業者のシステム上に契約書をアップロードし、契約当事者双方がこれを確認する。契約書の内容に合意すれば、契約当事者の指示に基づき、立ち会った電子署名サービス事業者が自らの名義で「契約書が甲と乙によるものであることを確認した」などと電子署名を行う。

指図型は、文書の真正性について電子署名法3条の適用があるかにつき争いがあったが¹⁶、2020年5月以降、推定効は働き得ないとされてきた¹⁷。ところが、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（以下「2条1項Q&A」という）によって、指図型についても利用者の意思に基づき行われたものであれば電子署名の要件を満たすとされ¹⁸、さらに2020年9月4日の「3条Q&A」では、「十分な水準の固有性」（暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められること）が満たされている場合には当該電子文書は真正に成立したものと推定されることとなる¹⁹。実務に合わせた形で解釈を変更したと思われる。

なお、第三者型は、電子署名ではなく電子サインと表記されることも多い。この場合は電子署名性もないため自ずと推定効も働かないとされる。もっとも、第三者型の署名方式についても、サービス事業者は本人真正を担保するための認証の工夫を行っている。仮に契約の成否や本人の真正が争いになった場合でも、そのような認証の工夫に伴うアクセスログデータによる立証や、もとより利用者同士の成立経緯の個別の事情や資料によっても不都合のないレベルでの立証活動は可能とされる²⁰。

¹⁶ 日本経済新聞「電子契約の効力、法的リスクも 制定20年前、第三者署名は想定外 ハンコ見直しの壁に」（2020年5月30日）。

¹⁷ 法務省は立会人型の電子契約書について、「電子署名法3条に基づく推定効(文書が有効だと推定されること)は働き得ないと認識している」との見解を2020年5月12日の政府の規制改革推進会議の会合で示していた。

¹⁸ 総務省・法務省・経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（2020年7月17日発表）。なお、当初法務省は立会人型の電子契約書について、「電子署名法3条に基づく推定効(文書が有効だと推定されること)は働き得ないと認識している」との見解を2020年5月12日の政府の規制改革推進会議の会合で示していたが、その後、7月17日の総務省・法務省・経済産業省の3省連名により、同Q&Aを公表し、サービス提供事業者による署名であっても、それが利用者の意思に基づき行われたものであれば電子署名の要件を満たすとの方向転換をした。ただし、契約の性質や本人確認のレベルに応じて、各サービスを使い分けるべきとしている。

¹⁹ 前掲注(12)。

²⁰ 前掲注(12)。

なお、電子署名サービス事業者のほとんどがタイムスタンプと称する日付・時刻の表記を行うので、その点についても触れる。タイムスタンプとは、その文書データが、ある確定時間に存在し、かつ改竄されていないことを認定する仕組みをいう²¹。電子書類が何時作成されたかを担保するため必要な仕組みである。タイムスタンプは、いずれの電子署名類型にも付されるが、留意しなければならないのが、電子署名法に基づき認証を受けた時刻認証業務認定事業者（時刻認証局、タイムスタンプ局とも）が提供されたタイムスタンプ（法定のタイムスタンプ）と、電子契約サービス提供会社が独自に表記したタイムスタンプが存在するという点である²²。

2-3 各電子署名類型における本人の真正性の担保

それでは、各電子署名類型において、どのような方法で契約当事者本人であるかの真正性を担保しているのか確認する。

当事者署名型：契約当事者が、第三者たる認証局から電子証明書を取得し、同電子証明書を用いて電子署名する。この時、電子鍵等など技術的な仕組みを利用して、第三者である電子認証局が署名者（契約当事者）の本人確認を行なった上で、発行した電子証明書を用いて本人が電子署名を行う。本人であるかどうかの確認については、本人のみが保有する秘密鍵（ICカード等に保管）を用いてアクセスすることで行う場合と、契約当事者が電子署名サービス事業者のサーバにログインして本人認証を行い、事業者が保管する秘密鍵を用いて本人確認を行う方式とに分類することができる。ICカード等を用いて本人が秘密鍵を保管する電子署名が、従来考えられてきた電子署名であるが、導入コストや秘密鍵の管理の安全性などの理由から、実務では普及が進まなかった。

事業者（立会人）署名型：事業者（立会人）型署名においては、電子署名サービス事業者から送られてきたメールによって、本人認証が行われる。当事者署名型が、認証局から取得した電子証明書に秘密鍵を用いて電子署名するのに対して、事業者（立会人）署名型ではメール認証に依拠し、電子証明書は用いられない。したがって、受信者アドレスごとのユニークの URL 生成によるメール認証を行ったり、アクセスコードやスマートフォンアプリを用いた 2 段階認証を行ったりする事業者が多い²³。

2-4 小括

以上、日本における電子契約の実務について確認した。電子署名法に基づく方式とそれ以外の方式に分類することができるが、企業間取引実務においては、事業者（立会人）署名型による電子契約が広く普及している。事業者署名型の電子署名については、従来の解釈では、本人が文書を作成したことについての真正性の推定が働かないとされていたが、今般の解釈変更で、利用者の意思に基づき行われたものであれば電子署名の要件を満たすとされた。

²¹ 総務省「電子署名・認証・タイムスタンプ その役割と活用」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/pdf/090611_1.pdf（2020年12月4日閲覧）。

²² 佐々木毅尚・高林淳・山本信秀「電子契約システム導入における社内的な課題にどう向き合うか」NBL1174号31頁。

²³ 前掲注（8）。利用者の固有性を担保する仕組みとしては、2段階認証が前提となっている。

本人であることの確証については、当事者署名型では秘密鍵など技術的な仕組みの下、第三者である電子認証局が署名者（利用者）の本人確認を行なった上で、発行した電子証明書を用いて本人が電子署名を行うため、厳格な方式で確認がなされるが、事業者（立会人）署名型においては、メールによる認証のみとなっている。この点につき、国も契約の性質や本人確認のレベルに応じて、これらサービスを使い分けるべきとしているが、第三者によるなりすまし契約の問題や無権代理の問題があり得る。次章では、電子署名法を中心に、これらの電子署名に関連する法と課題について考察する。

3 電子署名法の解釈にかかわる課題

3-1 電子署名法の適用について

署名・押印に関しては、2-1 で述べたように、民事訴訟法 228 条 4 項に文書の成立の真正についての推定規定があるが、電子署名法 3 条は、民事訴訟法の特則として、電子署名について、同様の推定をするとしている。そこで、電子署名法 3 条が適用されるため、同法が定義される電子署名がなされることが要件となる。したがって、電子署名法 2 条で定められ、文書の真正性の推定が認められる方式の電子署名であれば、民事訴訟法 228 条 4 項にいう、文書の成立の真正についての推定がはたらくとされる。

電子署名法 3 条が適用される要件としては、①電子署名法 2 条 1 項に定める電子署名であること、②本人による電子署名であること、③電子署名を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限ること、が要件とされる²⁴。

①の電子署名法 2 条 1 項が定める電子署名について、同条では「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう」として、各号に要件を定める。第 1 号は「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」として、電子データを対象として行われた措置の目的が措置を行った者が作成したということを表すためであること、つまり、電子署名者の意思、認識を表すために当該措置がなされていることを意味するとされている²⁵。第 2 号は「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」として電子署名の付与後に、電子データが改変されていないかどうか確認することが可能な機能を有していることと考えられており、この要件自体には電子署名の暗号の強度が充分であり、改ざんの可能性が少ないこと自体は含まれていないとされている²⁶。この点につき、立法担当者は、電子署名とは「署名目的で、何らかの形で暗号化されているものについては、全て含まれる」とする²⁷。したがって、電子署名法に定める電子署名の該当性要件自体は緩いものであるとする意見もある²⁸。ただし、電子署名法は、1 号・2 号要件を担保するために、認証事業者による電子証明書等の定めをおくなどしており、厳格な本人確認とセキュリティをもって運用することを想定していたことは明らかであろう。

②の本人による電子署名であることについては、議論がある。当初の解釈では、通常の契約書に本人

²⁴ 前掲注 (7) 35 頁。

²⁵ 宮川賢司・望月亮祐「電子契約・電子署名の活用に関する諸問題—テレワーク・在宅勤務における利用拡大に備えて」AMT Newsletter (2020 年 6 月) 2 頁。

²⁶ 同上 2 頁。

²⁷ 酒井秀夫「電子署名及び認証業務に関する法律について」ジュリスト 1183 号 (2000 年) 38 頁。

²⁸ 前掲注 (7) 35 頁。

の署名・押印がある場合に当該文書の成立の真正が推定されるのと同様、実際に本人による電子署名があることを示す必要があると考えられ、その要件は電子証明書などによって立証されることで認められると考えられていた。ここで問題となるのは、日本において普及が進む事業者（立会人）署名型の電子署名方式の取り扱いである。契約当事者自身が電子署名をするのではなく、電子署名サービス業者が立会人として、当事者が契約に合意したことについて確認することの電子署名を付与するという形式であるため、電子署名法上の推定が適用されるかにつき曖昧であった。もちろん、諾成契約を原則とする日本法では、立会人型であろうと契約は有効に成立するが、書面による契約書や当事者署名型の電子署名に比べると、文書の真正性につき疑義が生じるおそれがあった。国は、立会人型の電子契約書について、「電子署名法3条に基づく推定効は働き得ないと認識している」としたものの、前述したように、その後この見解を撤回している。この点については、次節で検討する。

③について「電子署名を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限ること」とは、電子署名に関する秘密鍵等を「物件」＝ICカード等の物理的な媒体により保管し、かつ、これらを本人以外に使用できないよう適正に管理することを指すとされている。この点についても、「物件」を持たない事業者（立会人）署名型の電子署名について、電子署名法3条の適用は難しいとされていたが²⁹、この点についても、「3条 Q&A」中で電子署名法3条の規定が適用されるとした。

以上のように、従来は電子署名法の適用がないとされてきた事業者（立会人）署名型の電子署名について、国は「2条1項 Q&A」、「3条 Q&A」を発表し、従来の解釈を大きく変更させた。同サービスの提供について、「2条1項 Q&A」、「3条 Q&A」は、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されているものであり、かつサービス提供事業者が電子文書に行った措置について付随情報を含めて全体を1つの措置と捉え直すことによって、当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、同法第2条第1項に規定する電子署名に該当し、したがって電子署名法3条の推定効が適用される、としている。次節以降、この解釈について検討していくこととする。

3-2 電子署名法2条1項の解釈について

まず、事業者（立会人）署名型の電子署名が、電子署名法上、どのように位置付けられるかについては、「2条1項 Q&A」において、「近時、利用者の指示に基づき、利用者が作成した電子文書（デジタル情報）について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行うサービスが登場している。このようなサービスについては、サービス提供事業者が「当該措置を行った者」（電子署名法第2条第1項第1号）と評価されるのか、あるいは、サービスの内容次第では利用者が当該措置を行ったと評価することができるのか、電子署名法上の位置付けが問題となる。」としながら、以下の理由から2条1項1号要件を満たすとした。すなわち、「電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当

²⁹ 内閣府規制改革推進会議成長戦略ワーキング・グループ第10回会議資料日本組織内弁護士協会作成「電子署名法（2000年）改正提言」（2020年5月12日）<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho01.pdf>（最終閲覧2021年1月31日）。

するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たすことになるものと考えられる。³⁰ という見解である。

つまり、「物理的にはA（立会人）が当該措置を行った場合であっても、B（契約当事者）の意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば」契約当事者自身の電子署名であると解釈できるというものである。この点について、民法における使者の概念と同様であるとする説もあるが³¹、難しい解釈だと言わざるを得ない。事業者（立会人）署名型は、契約当事者ではなく、電子署名サービス事業者が、当事者が契約に合意したことについて確認することの電子署名を付与するという形式の電子契約サービスである。したがって、実際には契約当事者は文書の成立につき確認するに留まり、事業者（立会人）に対して署名の指示をするものである。第三者である事業者（立会人）が電子署名を付す意味は、当事者間の合意に基づく書類の証拠力について事業者（立会人）が担保することを意味する³²。独立した第三者として、英米法でいう Attest や Witness に相当すると考えるのが適当である。日本の契約原則は諾成契約であるので、契約形式についても当事者が自由

³⁰ 前掲注（16）。

³¹ 前掲注（7）37頁。

³² 事業者（立会人）署名型のサービスを提供する「クラウドサイン」web上の説明においても「クラウドサインで締結した契約書の証拠力 合意された書類に「クラウドサイン」を運営する弁護士ドットコム株式会社名義で電子署名を付す方法で、証拠力を担保しています。クラウドサインで合意締結されたすべての書類には、クラウドサインのみが発行可能な電子署名が付与されます。電子署名の仕組みには、公開鍵暗号方式に基づくデジタル署名を採用しています。また、合意締結時に、弁護士ドットコム株式会社名義で書類の概要や合意締結の日時などが記載された「合意締結証明書」が発行されます。同証明書を確認することで、送信者及び受信者が合意した日時（分単位）、送信者及び受信者のメールアドレスを簡単に確認することができます。」としている。

https://www.cloudsign.jp/guide/legal?ad_camp=skcs&glid=Cj0KCQiAx9mABhD0ARIsAEfpavTjk052jGqV6psy--Fd7iDwQAMrLFIBVijEXsFeXgCvw_VgY6tW4aAl2bEALw_wcB（最終閲覧 2021年1月31日）。

に定めても問題ない。ただし、事業者（立会人）型署名が行われる意味は、文書の成立に「立会人」として見届けたことを担保するためであって、契約当事者の意思で行われたと評価するのは適当ではない。

本人が署名したと解釈することについての問題として、もう一点挙げると、署名の指示をする本人確認がメール等に依拠していることである。立会人型電子契約では、一般的に、送信者が契約書ファイルをサーバにアップロードし、契約相手方のメールアドレスを入力する。その後、電子署名サービス事業者がそのメールアドレス宛てにアクセス URL を生成し送信し、受信者がその URL をクリックし契約当事者として契約書ファイルにアクセスし同意する方式を採用する（メール認証方式）。アクセスし同意したのが確かにそのメールアドレス所有者本人だとしても、誤送信や第三者がなりすまして契約が締結されるなど、真正性が問題となる事案が生じないとも言えない。また、そのメールアドレス所有者は確かに相手方だったとしても、そもそも会社から契約締結権限を与えられていない、つまり無権代理の場合もあり得る。電子署名法が想定していた厳格な本人確認に基づく推定効を、そのまま当てはめることについては慎重であるべきだと考える。

いうまでもなく、電子署名法 3 条規定は民事訴訟において、証拠として利用できるか否かについての規定である。「押印 Q&A」においても、書面による署名・押印に代わり、様々方法によって文書の成立の真正が証明できるとしている。事業者（立会人）署名型の電子署名は、正にこれに相当していると評価すべきであり、無理に 3 条規定に依拠して文書の成立の真正を証明する方法を採る必要はないと思われる。

3-3 電子署名法 3 条の解釈について

次に、「3 条 Q&A」における同法 3 条の解釈について検討する。事業者（立会人）署名型の電子署名について、「電子署名法第 3 条に規定する電子署名に該当するには、更に、当該サービスが本人でなければ行うことができないものでなければならないこととされている。そして、この要件を満たすためには、問 1 のとおり、同条に規定する電子署名の要件が加重されている趣旨に照らし、当該サービスが十分な水準の固有性を満たしていること（固有性の要件）が必要であると考えられる。より具体的には、上記サービスが十分な水準の固有性を満たしていると認められるためには、①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている必要があると考えられる。」としている。そして、十分な水準の固有性が満たされている例として、「メールアドレス及びログインパスワードの入力に加え、スマートフォンへの SMS 送信や手元にあるトークンの利用等当該メールアドレスの利用以外の手段により取得したワンタイム・パスワードの入力を行うことにより認証するもの」等の 2 段階認証方法や、「サービス提供事業者が当該事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う措置について、暗号の強度や利用者毎の個別性を担保する仕組み（例えばシステム処理が当該利用者に紐付いて適切に行われること）」等とした。

「固有性の要件」とは電子署名法にない語であるが、「3 条 Q&A」には、「電子署名法第 3 条に規定する電子署名について同法第 2 条に規定する電子署名よりもさらにその要件を加重しているのは、同法第

3条が電子文書の成立の真正を推定するという効果を生じさせるものだからである。すなわち、このような効果を生じさせるためには、その前提として、暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められることが必要であり（以下では、この要件のことを「固有性の要件」などという。）とされている。そこで、固有性の要件の具体的事例として、前述した2段階認証や事業者が提供する暗号鍵等が挙げられている。

電子署名法第3条の「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」については、「3条Q&A」では、「例えば、サービス提供事業者の署名鍵及び利用者のパスワード（符号）並びにサーバ及び利用者の手元にある2要素認証用のスマートフォン又はトークン（物件）等を適正に管理することが該当し得ると考えられる。」としている。従来は電子署名に関する秘密鍵等をICカード等の「物件」により保管することを想定しているため、「物件」を持たない電子署名一般（当事者型及び立会人型の双方を含む）について電子署名法第3条の適用は難しいという理解があったが³³、この点についても、実務に配慮した解釈に変更された。

電子署名法3条の規定は、2条に定める電子署名であって、さらに「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの」を用いて本人が行う電子署名について、推定効が働くとしている。このことについては、「3条Q&A」は、必ずしも従来の解釈のようにICカードのような物理的な媒体で保管することを要せず、「他人が容易に同一のものを作成することができないと認められることが必要であり」、そのためには、「当該電子署名について相応の技術的水準が要求される」ものであれば要件を満たすと解釈している。立法当初は、事実上政府が推奨する認証・暗号方式が定義されており、これを本人が適切に管理することによって、推定効を担保しようとするのが求められていた。このことは3条文言からも明らかであり、「電子署名法（2000年）の改正提言」³⁴にあるように、素直に立法的措置で対応することが望ましいと考える。

3-4 小括

以上、電子署名法2条、3条に係る国が示した解釈について検討した。「2条1項Q&A」、「3条Q&A」によって、事業者（立会人）署名型の電子署名についても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されているものであり、かつサービス提供事業者が電子文書に行った措置について付随情報を含めて全体を1つの措置と捉え直すことによって、当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、同法第2条第1項に規定する電子署名に該当し、したがって電子署名法3条の推定効が適用される、とした。事実上、電子署名法当初の要件を大幅に緩和しており、実務の要請に配慮した結果となっている。

今般の解釈変更については、実務は歓迎するであろうが、一方で3条括弧書きの文言が事実上死文化したともいえ、これを根拠として制度化されている認定認証事業者が、今後さらに減少していくことに

³³ 前掲注（23）7頁。

³⁴ 前掲注（27）。

もなりかねない³⁵。新型コロナウイルス感染症による社会への影響に対する対処が必要であったことは承知するが、一方「押印 Q&A」で示されたように、事業者（立会人）型署名であっても、文書の成立の真正が証明できるとしている。事実、これまでも法的効果が曖昧であったにも拘らず、広く実務で用いられたということは、それでもニーズがあったことの証左であって、必ずしも電子署名法に基づく電子署名であると解釈する必要はなかったのではないか。実務においても、全てを電子署名化するわけではなく、文書の真正性が求められるレベルに応じて、サービスを使い分けることになるだろう。場合によってはやはり対面・書面によって文書を作成することもあり得るわけである。電子署名法と実務における整合性の問題については、立法的措置を待って対応すべきではなかっただろうか。

おわりに

以上、日本における電子契約に係る電子署名課題について、今般変更された電子署名法の解釈を対象に検討を行ってきた。コロナ禍によって、テレワークの導入とそれに伴う様々な書類の電子化への対応が、突如社会的要請とされることとなった。国が示した「2条1項 Q&A」、「3条 Q&A」は、その答えではあったが、電子署名法はわが国の電子署名についての根幹を担う重要な法的インフラである。それ故に、慎重な議論が必要であったと考える。今後は、立法的な措置によって対応する必要がある。

量子コンピューティングのように、将来的は、より高度な技術に基づく電子署名の方式が現れることになるだろう。しかしながら、技術の高度化=セキュリティの高度化ではない。技術の発展に伴い暗号技術等も強化されるが、それを解読する技術も同時に高度化するからである。したがって、実務においては、よりセキュアな電子署名サービスが次々に提供されるだろう。これらに対応するため、法制度もより迅速な対応が求められる。

（きくち なおと・本学准教授）

³⁵ 法務省には、2004年には19の認定認証業務がリストされていたが、2021年現在、9つの認定認証業務と事業者のみとなっている。法務省「電子署名及び認証業務に関する法律による認定認証業務一覧」<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/esig-srvlist.html>（最終閲覧 2021年1月31日）